

年度経営計画

平成29年度

目 次

1. 経営方針

(1) 業務環境	1
1) 岩手県の景気動向	1
2) 中小企業を取り巻く環境	1
3) 信用保証協会を取り巻く環境	1
(2) 業務運営方針	2

2-1. 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識	2
(2) 具体的な課題	3
(3) 課題解決のための方策	
1) 保証の推進	4
2) 東日本大震災及び台風 10 号による災害の被災企業への支援	5
3) 経営支援、再生支援及び創業支援の強化	6

2-2. 重点課題

【期中管理部門】

- (1) 現状認識・・・7
- (2) 具体的な課題・・8
- (3) 課題解決のための方策
 - 1) 期中支援及び期中管理の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

2-3. 重点課題

【回収部門】

- (1) 現状認識・・・9
- (2) 具体的な課題・・9
- (3) 課題解決のための方策
 - 1) 定例回収の強化・・9
 - 2) 担保物件処分の促進・・10
 - 3) 法的手続きの活用・・10
 - 4) 求償権管理の効率化、適正化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - 5) 人材の育成・・・11
 - 6) 保証協会サービスの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

1. 経営方針

(1) 業務環境

1) 岩手県の景気動向

県内経済は、雇用情勢が引き続き改善傾向で推移する中、個人消費に持ち直しに向けた動きが見られる。しかしながら、公共工事においては国の復興道路関連工事などで前年を上回ったが、県、市町村の復旧・復興関連工事及び住宅着工が前年を下回り、生産活動も長引く電子部品・デバイスの低迷などから弱含みの動きが続いており、全体として持ち直しの動きに足踏み感が見られるようになってきている。

2) 中小企業を取り巻く環境

平成28年度は、いわて国体といわて大会の開催による経済への一定のプラス効果があったものの、長引く個人消費の低迷や震災からの復旧・復興需要に支えられてきた建設業などの反動減により、経営環境に変化が見られてきている。さらに、本県を直撃した台風10号災害による被害が残っており、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）を取り巻く状況は厳しさが窺われる。

このような中で、県内の企業倒産は低水準で推移してきたが、返済緩和等の条件変更を繰り返している中小企業等では、経営改善の遅れや事業意欲の欠如などから倒産に至るケースが散見されるようになってきた。

また、トランプ米大統領政権の政策に対する先行き不透明感が強まり、原油価格や原材料費の上昇など中小企業等の収益に影響を及ぼしかねない状況にも注視していく必要がある。

3) 信用保証協会を取り巻く環境

平成27年11月より信用補完制度の見直しについて、国の中小企業政策審議会基本問題小委員会に設置された金融ワーキンググループにおいて議論が進められ、平成28年12月に制度見直しの内容が示された。今後は、金融ワーキンググループのとりまとめを踏まえ、信用保証協会法や中小企業信用保険法の改正及び信用保証制度の創設、拡充等が行われ具体化されていく予定となっている。

また、日銀のマイナス金利政策や金融庁の金融行政方針による過度に担保・保証に依存しない事業性評価に基づく融資の促進など金融環境が大きく変化している。

(2) 業務運営方針

このような環境の中、平成 29 年度は中期事業計画（平成 27 年度～29 年度）の最終年度として、「岩手県信用保証協会は、積極的な“信用保証”ときめ細かい“経営支援”を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。」と掲げた経営理念達成のため、「中小企業の“夢”実現のため、最も身近な相談相手に生まれ変わります。」とした経営ビジョンを常に意識しながら、県内における中小企業支援になくてはならない役割を果たすべく、諸施策に取り組むこととする。

さらに、東日本大震災から 6 年が経過したが、被災地においては、津波被害の状況により復興の進捗度合いに地域的な差が見られ、人手不足や不漁を背景とし業績不振の中小企業等も増加しており、厳しい経営環境にさらされている。このような状況の中で、懸命に努力を続ける被災企業に対し引き続き経営者と直に向き合い、それぞれの企業の実情に応じたきめ細かい支援を適時適切に講じる必要がある。

また、以上の取り組みに当っては、金融を取り巻く環境が急激に変化してきている状況を踏まえ、当協会に求められる役割をしっかりと認識し、金融機関と連携しながら中小企業等に対する資金需要への対応や経営支援の強化を図っていくこととする。

2-1. 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

平成 28 年度は、マイナス金利など金融情勢の変化等により、保証承諾、債務残高等の保証主要項目は前年を下回っている。そのため当協会としては、中小企業とのさらなる信頼関係を築き、地域金融機関及び各支援機関と連携体制を構築するなど企業支援の充実を図り、地域経済の振興に貢献するため、最終年度となる平成 29 年度は、中期事業計画の実践の集大成に向け取り組むことが重要である。

また、平成 29 年度は、県の東日本大震災津波復興計画の第 3 期「更なる展開への連結期間」の初年度であり、被災地の復興事業の総仕上げを視野に復興の先を見据えた地域振興に取り組むこととしている。その計画中「なりわいの再生」として、商業者を中心とする本設復旧への再建支援が重点事項となっていることから、個別企業からの事業計画策定に係る経営支援及び本設移行に係る資金需要への金融支援の要望等が高まることが予想される。

加えて、平成28年8月30日に発生した台風10号災害による被災企業については、被災地域及び個々の企業の事情によって復旧状況が異なり、今後も復旧のための資金及び既往債務の返済緩和等の個別相談が見込まれる。

以上の現状において、当協会は県内中小企業等の金融の円滑化に一層努めるとともに、国の信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業（以下、「経営支援補助事業」という。）による「専門家派遣」等の支援を積極的に展開する等、経営力向上の支援を伴った信用保証の取り組みを最重点事項とし、経営改善に取り組む中小企業等のさまざまな課題解決に向けた支援を行うべく、次の具体的な課題に取り組む。

（2）具体的な課題

1）保証の推進

- ① 保証制度の多様化と政策保証の推進
- ② 経営支援を伴った戦略的な保証推進（格上げ支援）
- ③ 支援メニューの告知
- ④ 小規模事業者への資金繰り支援
- ⑤ 成長分野、女性の活躍等社会や顧客のニーズに合った新商品の開発

2）東日本大震災及び台風10号災害の被災企業への支援

- ① 復興状況についての情報収集及び関係機関と連携した支援
- ② 二重債務解消のための債権買い取り後のアフターフォローの推進

3）経営支援、再生支援及び創業支援の強化

- ① 経営支援・再生支援の強化
- ② 創業支援の強化

(3) 課題解決のための方策

1) 保証の推進

① 保証制度の多様化と政策保証の推進

東日本大震災復興緊急保証を始めとした県制度や市町村制度等の中小企業等にとって最も有利な制度を積極的に活用しながら、財務状況に応じた最適な資金の組立てを行い、保証の推進を行う。

② 経営支援を伴った戦略的な保証推進（格上げ支援）

金融機関と情報共有しながら積極的な資金供給とともに当協会支援メニューの活用による経営改善に向けた提案を行う。

また、金融機関と適切にリスクを分担し、連携した経営支援により企業の経営力の向上を図ることを目的とした「連携支援協調パッケージ」による保証を重点的に推進する。

③ 支援メニューの告知

中小企業に対し信用保証料を負担してでも利用したいと感じていただけるように、「経営セミナー及びお客様交流会」等により経営に役立つ情報の発信を行いながら、協会の業務内容、支援メニュー、保証制度、サービス等を告知するとともに活用を促す。

なお、関係機関に対しても、各種懇談会や勉強会等を通じて支援メニュー等を告知する。

また、中小企業等の意見・要望等「生の声」を業務に反映させるために、引き続き中小企業アンケートを実施する。

④ 小規模事業者への資金繰り支援

信用補完制度の見直しの中で示された小規模事業者の持続的発展を支えるための小規模小口保証の限度額の増額等、小規模事業者への資金繰り支援の拡充が求められており、県及び市町村小口資金保証を積極的に推進し、保証利用企業の裾野の拡大を図る。

⑤ 成長分野、女性の活躍等社会や顧客のニーズに合った新商品の開発

保証制度検討委員会を設置し、地域における課題等を分析の上、地方創生等へ貢献する保証商品の開発に取り組む。

2) 東日本大震災及び台風 10 号災害の被災企業への支援

① 復興状況についての情報収集及び関係機関と連携した支援

ア 東日本大震災被災地の復興状況に応じた適切な支援

沿岸被災地の街づくりが進む中、被災企業が本設に移行する際の事業計画策定支援及び資金支援に積極的に対応するとともに、二重債務問題を抱えることとなる場合には、引き続き岩手県産業復興相談センター（以下、「復興相談センター」という。）、東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「震災支援機構」という。）及び地域金融機関等と連携して迅速かつ適切に対応する。

イ 台風 10 号災害による被災企業への再建支援

被災企業の再建に向けての金融及び経営課題の相談に対しては、企業訪問により実情を把握の上、必要な支援をきめ細かく実施する。

また、東日本大震災被災による二重債務解消のための債権買取支援を受けた企業で、台風第 10 号災害においても被災した企業に対しては、復興相談センター、震災支援機構及びメイン金融機関と連携を強化して再建の支援を行う。

ウ 支援メニューの活用

上記支援を行うに当たっては、必要に応じて専門家派遣、改善計画策定支援及び各金融機関と調整を行うための経営サポート会議等を積極的に活用する。

エ 被災地の商工団体等の定期訪問による情報収集

被災地域の商工団体等を定期的に訪問し、本設移行、商店街形成等具体的なスケジュール等について情報収集を行い、支援を必要とする企業に対しタイムリーにアプローチする。

② 二重債務解消のための債権買い取り後のアフターフォローの推進

債権買い取り企業の多くが計画に対し業績が下振れしている現状を踏まえ、復興相談センター及び震災支援機構と連携してアフターフォロー訪問を行い、個々の企業の経営課題を把握の上、金融機関や専門家等と連携し適切な追加支援を行う。

3) 経営支援、再生支援及び創業支援の強化

① 経営支援・再生支援の強化

ア 企業支援スキームの強化

提案型サポートにおいては、企業支援の入り口である企業との接点を増やすことで信頼関係を構築する。

継続的サポートで支援中の企業については、定期的なモニタリングを通じて、専門家派遣や改善計画策定支援等の必要な支援を活用しながら企業の経営力向上に努める。

なお、企業支援スキームの実効性をより高めるために、中小企業支援ネットワーク（いわて企業支援ネットワーク）の枠組みである経営サポート会議等により、地域金融機関との調整を図り、必要に応じて、中小企業支援機関と連携した経営改善計画の策定支援や専門家を活用した支援のコーディネートを行う。

また、経営支援のレベルアップと情報共有を図るため、引き続き若手職員を中心とした勉強会及び経営支援担当者による部署毎の支援事例（ベストプラクティス）の発表会を実施する。

イ 事業承継支援に係る支援機関との連携

経営者の高齢化が進む当県においても円滑な事業承継は喫緊の課題であり、事業承継の課題が顕在化している中小企業等については、事業引継ぎセンターや中小企業再生支援協議会等と連携を図りながら、専門家派遣を活用する等円滑な事業承継支援に努める。

ウ 経営支援補助事業の促進

平成 29 年度においては、条件変更を繰り返している先を中心に、本事業を活用して個別の経営課題の解決への取り組みを重点的に行い、経営の安定化を促進させる。

なお、経営支援補助事業の対象先に「事業承継」、「生産性の向上」が追加されたので、企業支援スキームと連動させながら積極的に活用する。

エ ワンストップ支援窓口としてのハブ機能の充実

企業のニーズに応じた適切な支援を提供するためには、当協会による単独支援のみならず外部機関との連携を強化して中小企業支援のハブ機能を確立し、総合的な支援機関としてより深い支援を行う。

また、事業再生が必要な中小企業等で事業改善に強い意欲がある企業については、中小企業再生支援協議会等と連携した支援を行う。

② 創業支援の強化

ア 創業支援パッケージによる総合支援

創業者及び創業予定者に対し、創業の準備から創業後のアフターフォローまでの総合支援に係るパッケージのPR活動を強化し、創業者との接点の機会を増加させ、直接関与しながらの総合支援を重点的に推進する。

イ 創業セミナー等の開催、講師派遣

商工団体主催の創業スクール等を共催・後援し、講師派遣を行って当協会の創業支援の取り組みをPRする。
創業スクール修了者を対象に、当協会独自のフォローアップセミナーを開催する。

ウ 関係機関との連携

創業支援に係る覚書を締結した日本政策金融公庫や商工団体と連携し、創業者（予定者）を対象にしたセミナー開催や必要資金の協調支援を実施する。

また、創業資金の相談・事前協議を受けた企業に対する専門家派遣事業の活用を進める。

エ 創業後のアフターフォロー

創業後2年間は、金融機関と連携して業況を確認し、事業に支障が生じている企業については、企業訪問の上、企業支援スキームに則って経営改善支援のコーディネートをする。

2-2. 重点課題

【期中管理部門】

(1) 現状認識

平成28年度の代位弁済は、引き続き東日本大震災による二重債務問題解消のための債権買い取りが減少したことや企業倒産が低水準で推移したことなどから、見込みを下回っている。事故残高についても、受付額の大幅な減少に伴い前年を下回っているが、依然として返済緩和や元金棚上げの条件変更を繰り返している企業は多く、経営改善が進まず事業継続を断念し法的手続きを申請する企業が散見されるようになってきている。

そのような状況下において、条件変更先及び延滞先の実態把握のためのモニタリング活動の強化と適切な支援対応が重要となってきており、次の具体的な課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

1) 期中支援及び期中管理の充実・強化

- ① 返済緩和等を繰り返している企業への事業再生の支援
- ② 延滞、期限経過企業への早期対応
- ③ 未収保証料の管理

(3) 課題解決のための方策

1) 期中支援及び期中管理の充実・強化

① 返済緩和等を繰り返している企業への事業再生支援

返済緩和や元金棚上げ等の条件変更を繰り返している企業に対しては、経営改善計画に対する実績状況を検証し、大幅な乖離がある場合は、モニタリング訪問等による経営者面談を実施の上、改善の取組み状況等の実態把握を徹底する。

改善が遅れているものの真摯にアクションプランの実践に取り組むなど、改善による事業継続の強い意思が確認される企業については、経営課題解決のための専門家派遣等の支援メニューによるサポートを行うこととし、またDD S（劣後ローン）や債権放棄等により再生可能と思われる中小企業等については、中小企業再生支援協議会等を活用し抜本再生を模索しながら適切に対応する。

② 延滞、期限経過先への早期対応

「延滞・事故保証債務ランク別実態報告書」に記載されている企業については、決算書を徴求の上、企業動向を把握することとするが、特に、大口利用先であってマル保付融資主体の企業は、優先的に金融機関と連携して企業訪問を行い、速やかに事業継続の可能性を検討の上、正常化に向けた支援を行う。

また、それ以外の延滞・期限経過企業についても、金融機関と適時適切に情報交換を行い実態把握の上、返済緩和等の条件変更による正常化への可能性の検討を行う等速やかに管理方針を決定し対応する。

③ 未収保証料の管理

「保証料徴収明細書」により管理を徹底し、未収先については経営実態の把握に努め、必要に応じ金融機関と連携して経営支援を行いながら早期納入を促す。

2-3. 重点課題

【回収部門】

(1) 現状認識

求償権は、関係人の高齢化等により弁済能力が低下していることに加え、第三者保証人のいないものや無担保が大半を占め、かつ、代位弁済前に破産等法的整理に移行している案件の増加が見られる等、回収を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

また、東日本大震災から6年が経過したが、いまなお生活再建半ばの関係人が存在することに加え、昨年の台風10号災害により新たに被災した関係人も存在する。

このような中で、今後も持続的・安定的な回収を図っていくためには、求償権関係人の心情をきめ細かくくみ取り、そこから現況の把握や真の弁済能力を捉えて、関係人の状況に応じた管理方法や回収手段を講じながら回収の最大化を図る必要がある。

こうした状況を踏まえ、回収を促進するため次に掲げる課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

- 1) 定例回収の強化
- 2) 担保物件処分の促進
- 3) 法的手続きの活用
- 4) 求償権管理の効率化、適正化の促進
- 5) 人材の育成
- 6) 保証協会サービスの活用

(3) 課題解決のための方策

- 1) 定例回収の強化
 - ① 無担保求償権については、関係人の生活実態や心情等に配慮しながら、管理方法・手段を変えながら回収の最大化を図る。

- ② 関係人の死亡や行方不明等により交渉が途絶えている先については、弁護士、調査機関等を活用し、相続や居所等の調査を行い、これにより交渉の再開を図り弁済を促す。
- ③ 事業を継続している先の決算書を徴求するなど実態把握を行い、改善可能性ある先に対し事業継続と弁済意欲が持てるよう交渉し解決を図る。
- ④ 夜間督促を含めた督促強化日を設定し、定例回収の先数増加を図る。
- ⑤ 弁護士への債務整理委任案件のうち長期化しているものがある場合、その進捗を確認し回収の早期着手を図る。

2) 担保物件処分の促進

- ① 担保物件については、早期の任意売却若しくは競売手続きを促進し回収の最大化を図る。
- ② 競売等の不動産情報を当協会のホームページや保証月報に掲載するとともに、関係人の同意を得て、信頼できる不動産業者や金融機関に提供し物件売却を促進する。

3) 法的手続きの活用

- ① 関係人が所有する物件に余力が見込める場合は、担保交渉や必要に応じて仮差押等を申立する。
- ② 弁済に非協力的な関係人に対しては、面談等による交渉を踏まえ、進展無い場合は、必要に応じて種々の法的手続きを申立する。

4) 求償権管理の効率化、適正化の促進

- ① 求償権の回収をより効率的に行うため、新電算システムによる自動分類の活用と、実態の正確な入力により回収方針の精度を上げる。
- ② 回収が不可能な求償権については、管理事務停止、求償権整理の処理目標を設定し適正な管理を行う。
- ③ 時効管理を適正に行い、時効中断が必要な場合は速やかに措置を講じる。

5) 人材の育成

- ① 経験豊富な職員との帯同訪問（面談）により、経験の浅い職員のコミュニケーション能力や交渉能力向上を図る。
- ② 内部研修、OJT及び顧問弁護士等外部講師による勉強会（年 1～2回）を開催し、回収担当者及び他部署職員の知識向上を図る。

6) 保証協会サービサーの活用

- ① サービサーへの新規案件委託により、より効率的な活用を図る。
- ② 委託案件については、第 1 及び第 3 四半期にヒアリングを実施し、回収方針等の明確化と情報共有を図る。
- ③ 毎月定期的に合同会議を開催し、時効管理、回収方針及び目標達成に向けた行動等について協議するとともに、協会を取り巻く環境等の認識を共有し連絡協調体制の確立を図る。

2-4. 重点課題

【その他間接部門】

(1) 現状認識

保証業務、経営支援・再生支援業務、期中管理業務及び回収業務を進めていく上で、顧客である中小企業等や関係機関から信頼を得るためには、専門的スキルや知識のみならず相応の人間力を持った職員の育成が重要であるとともに、職員一人一人が主体性を持ち目標に向かって取り組むことで効果が最大限となるよう職場環境、組織風土の醸成が必要である。

また、信用保証協会の認知度を向上させるとともに、取り組んでいる業務について広く理解を得るための広報活動を効果的に展開する必要がある。

さらに、新電算システム「COMMONシステム」が平成 29 年 1 月 10 日に稼働したが、今後とも安定的に運用できるように取り組む必要がある。

コンプライアンスについては業務運営の基本であり、信用保証協会は、公的使命と社会的責任を常に認識する必要があることから、社会的規範、倫理、社会通念、各種法令及び内部規程を遵守するとともに、反社会的勢力排除の取り組

みを徹底する必要がある。そのためには、職場内において、常日頃から啓蒙活動に取り組み、コンプライアンス態勢の維持・強化を図ることが重要である。

また、東日本大震災の経験を生かし、職員の安全と業務の迅速な復旧を図るため、引き続き危機管理マニュアルに基づく防災訓練を実施して緊急事態に備える必要がある。

なお、個人情報については、適正な個人情報保護を図るため各部署で点検計画を策定し、定期的に点検するとともに監査を実施して適正な管理を行う必要がある。

(2) 具体的な課題

- 1) 業務プロセスの改善
- 2) 専門的なスキルと人間力を持った職員の育成
- 3) 組織の活性化
- 4) 広報活動の充実
- 5) 新電算システムの安定運用
- 6) コンプライアンス態勢の維持・強化
- 7) 個人情報管理の徹底

(3) 課題解決のための方策

- 1) 業務プロセスの改善
 - ① 職員提案制度を推進することで職員の改革意識の高揚に努める。
 - ② 業務改善推進委員会を開催の上、職員からの提案に対し速やかに審査等を行い業務の改善、効率化を図る。
 - ③ 協会全体の業務改善に繋がるように募集提案を推進し、委員会においてテーマを吟味する。
- 2) 専門的なスキルと人間力を持った職員の育成
 - ① 中小企業診断士等の公的資格取得や全国信用保証協会連合会が実施する信用調査検定の資格取得を奨励し職員の専門的スキルの向上を図る。

- ② 外部機関が実施する研修の公募や自己啓発を目的とした職員が希望する講座への派遣等研修受講状況を勘案しながら検討する。
- ③ 階層別内部研修の実施に際しては、研修内容を吟味することとする。
- ④ 部下の育成にあたってはOJTを計画的に行い、コミュニケーションスキルの向上を図る。

3) 組織の活性化

- ① 協会内部に組織横断的なテーマ別プロジェクトチームを設置する。
- ② 施設及び設備の維持更新を図り、安全かつ働きやすい職場環境を構築する。
- ③ 職員の満足度調査を実施し、分析結果を踏まえ、傾向を把握の上対応方針を検討する。
- ④ 協会内部や他協会とのコミュニケーションの促進を図り、職員相互の信頼感を高める。
- ⑤ 職員が健やかに、いきいきと働けるよう必要に応じて専門機関に相談できるような仕組みを作るとともに、ストレスチェックを実施し必要に応じて対策を検討する。

4) 広報活動の充実

- ① 各機関誌やホームページ等でタイムリーな情報を発信する。
- ② 広報委員会において協会の認知度向上と協会業務周知のため、ラジオ、新聞等を通じた広報の充実を検討する。
- ③ 中長期的な展望を持って職員を採用していくために、各種会社説明会やビジネスフェア等に積極的に参加するとともにインターンシップを開催の上、協会業務内容のPR活動を行う。
- ④ 創立70周年（平成30年10月）に向けて、記念事業の構想及びスケジュールについて検討する。

5) 新電算システムの安定運用

- ① 平成29年1月10日に稼働した新システム（COMMONシステム）の安定運用に努める。
- ② 日立製作所等システム関連ベンダと連携して各種システムの安定運用に努める。

6) コンプライアンス態勢の維持・強化

- ① コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス委員会（年4回）やコンプライアンス担当者会議（年4回）を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- ② 「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき、対応訓練等実施し組織を挙げて反社会的勢力からの介入、不法・不当要求の排除を行う。
- ③ 日常モニタリング活動シート、コンプライアンス・チェックシート及びマナーシートを見直しながら各調査を実施し、メンタルヘルスケアを含め、問題点の改善を図ると共に、職員のマナーの向上を図る。
- ④ 職場内研修でメンタルヘルス・コンプライアンスをテーマとして実施すること及びコンプライアンスニュースの発行により、職員の研修・啓蒙活動を行う。
- ⑤ 不祥事件の発生が社会に影響を与え、協会の信用を失墜し、さらには家族を巻き込むことを会議等により職員に周知し、再発防止に努める。

7) 個人情報管理の徹底

- ① 個人データ管理規程等に基づき、点検責任者は個人データ取扱点検の年間計画を策定し、定期的に点検・報告を実施する。
- ② 検査室は、各部署からの個人データ取扱点検報告書により管理状況を把握するとともに、個人データの取扱状況の点検・監査規程に基づいた監査を実施し、必要に応じて改善を指導する。

3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	91,500	86.3	102.8
保証債務残高	246,000	91.3	95.9
保証債務平均残高	245,800	92.2	94.4
代位弁済 (元利)	3,500	85.4	148.9
実際回収(元損)	930	75.6	85.0
求償権残高	1,300	83.9	144.4

積算の根拠(考え方)
<p><保証承諾> マイナス金利政策や金融庁の金融行政方針等の影響により、引き続き厳しい環境が予想されるが、地域経済への貢献のため地域金融機関と適切にリスクを分担しながら連携して中小企業等への円滑な資金供給に努める必要がある。</p> <p>また、街づくりが進む東日本大震災の被災地における被災企業の本設移行や台風10号災害による被災企業の再建に係る資金需要が予想される。</p> <p>以上により、平成29年度の計画額は、中期事業計画額を大幅に下回るものの、平成28年度の実績額の微増を見込み91,500百万円とする。</p>
<p><保証債務残高> 平成28年度は、保証承諾の減少に伴い、償還や代位弁済による残高減少をカバーできず、大幅に減少しており、平成29年度においても引き続き減少傾向が続くものと見込まれることから、保証承諾及び代位弁済の計画を勘案し、246,000百万円とする。</p>
<p><代位弁済> 事故報告残高は、前年と比較して減少傾向にあるが、これまで条件変更を繰り返してきた先の中にも、経営者の高齢化や資金不足により事業継続を断念する先が増加することが考えられる。</p> <p>また、沿岸部における復興需要も沈静化の方向にあり、今後の状況は楽観視できない。</p> <p>このようなことから、代位弁済の増加が予想され、通常の代位弁済を3,100百万円とする。</p> <p>不等価譲渡に伴う代位弁済は落ち着きを見せているが、沿岸部の本設本格化に関連し発生することが考えられるため、前年並みの400百万円とする。</p> <p>以上により代位弁済全体で3,500百万円とする。</p>
<p><実際回収> 無担保求償権の定例入金促進や担保物件の売却促進に取り組むが、第三者保証人の無い求償権の増加等、回収をめぐる環境は厳しく、前年より減少は避けられないため、通常の回収は850百万円、不等価譲渡に伴う回収は前年並みの80百万円とし、全体では930百万円とする。</p>

4. 収支計画

岩手県信用保証協会

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	2,701	81.8	93.8	1.10
保証料	2,050	84.5	94.0	0.83
運用資産収入	371	95.4	95.1	0.15
責任共有負担金	160	44.4	92.2	0.07
その他	120	93.0	88.9	0.05
経常支出	2,123	82.9	97.1	0.86
業務費	968	93.1	101.9	0.39
借入金利息	1	50.0	100.0	0.00
信用保険料	1,100	89.4	97.3	0.45
責任共有負担金納付金	40	23.5	254.4	0.02
雑支出	14	11.7	15.6	0.01
経常収支差額	578	77.9	83.5	0.23
経常外収入	4,165	80.9	110.4	1.69
償却求償権回収金	150	85.2	85.7	0.06
責任準備金戻入	1,555	93.8	95.2	0.63
求償権償却準備金戻入	220	80.9	83.2	0.09
求償権補てん金戻入	2,240	73.6	131.8	0.91
その他	0	—	—	—
経常外支出	4,449	77.9	117.4	1.81
求償権償却	2,573	72.9	128.7	1.05
責任準備金繰入	1,496	91.4	96.2	0.61
求償権償却準備金繰入	366	71.6	166.4	0.15
その他	14	46.7	100.0	0.01
経常外収支差額	△ 284	—	—	—
制度改革促進基金取崩額	67	51.5	83.8	0.03
収支差額変動準備金取崩額	—	—	—	—
当期収支差額	361	114.6	47.7	0.15
収支差額変動準備金繰入額	180	114.6	47.6	0.07
基金準備金繰入額	181	114.9	47.8	0.07
基金準備金取崩額	—	—	—	—
基金取崩額	—	—	—	—

積算の根拠(考え方)

- 保証料については、引続き県制度の東日本大震災復興資金保証の利用が中心となることを想定し算出した。
 - 運用資産収入については、現在の運用資産状況に県資金預託による運用益を考慮し算出した。
 - 責任共有負担金については、28年度上期確定額に下期の残高見込額に代位弁済実績を乗じた金額を加算し算出した。
 - 業務費については、予想される人件費、物件費を個別に積算して算出した。
 - 信用保険料については、保証料と同様に県制度の利用が中心となることと、保証料の減少見込みとなること等を勘案し算出した。
 - 責任共有負担金納付金については、責任共有負担金受領見込み額に対し平均填補率、支払い保険料等を考慮し算出した。
 - 償却求償権回収金については、償却求償権の質が劣化していることから前年度を若干下回るものとして算出した。
 - 責任準備金戻入及び求償権償却準備金戻入については、前年度見込みの責任準備金繰入及び求償権償却準備金繰入と同額とした。
 - 求償権補てん金戻入については、保険金受領見込み額、損失補償金の振替額分を考慮し算出した。
 - 求償権償却については、代位弁済計画額及び求償権回収計画額により算出した。
 - 責任準備金繰入については、期末保証債務残高見込み、所定期限経過債務見込み額に所定の割合を乗じて算出した。
 - 求償権償却準備金繰入については、代位弁済計画額及び求償権回収計画額を基に所定の割合を乗じて算出した。
- 以上により、制度改革促進基金67百万円を取崩し、当期収支差額を361百万円程度と見込んだ。

5. 財務計画

岩手県信用保証協会

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年金 度融 中機 関出 え等 ん負 金担 ・金	県	0	—	—
	市 町 村	0	—	—
	金 融 機 関 等	0	—	—
	合 計	0	—	—
基 金 取 崩		0	—	—
基金準備金繰入		181	114.9	47.8
基金準備金取崩		0	—	—
期 末 基 本 財 産	基 金	9,507	100.0	100.0
	基金準備金	11,593	105.6	101.6
	合 計	21,100	103.0	100.9

制度改革促進基金造成	0	—	—
制度改革促進基金取崩	67	51.5	83.8
制度改革促進基金期末残高	188	113.9	73.7

収支差額変動準備金繰入	180	114.6	47.6
収支差額変動準備金取崩	0	—	—
収支差額変動準備金期末残高	6,256	110.8	103.0

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	—	—
基金補助金		0	—	—
地方公共団体からの財政援助		1,310	92.6	90.7
保証料補給 (「保証料」計上分)		1,209	92.5	90.1
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		71	95.9	98.7
損失補償補填金		26	88.8	98.4
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	—	—
借入金運用益		4	104.0	91.5

積算の根拠(考え方)

- 基本財産の造成
平成18年度より、県・市町村の出
捐金及び金融機関の負担金の要請を
見合わせしており、基本財産は収支
差額による自己造成に努める。
- 国からの財政援助は、今年度より0
となる。
- 地方公共団体からの財政援助
保証料補給（「保証料」計上分）
は、前年度の実績見込み数値を基
に算出した。
保証料補給（「事務補助金」計上
分）は、預託方式による運用益以外
の部分を見込んだ。
- 損失補償補てん金は、代位弁済計画
に基づき算出した。
- 借入金運用益は、借入金の見込みと
預金金利の動向を基に算出した。

6. 経営諸比率

岩手県信用保証協会

(単位：%)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.83	△ 0.08	0.00
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.15	0.00	0.00
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.40	△ 0.04	0.00
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.23	0.01	0.02
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.17	△ 0.05	△ 0.02
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.45	△ 0.01	0.01
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	12.54	0.10	0.51
固定比率	事業用不動産／基本財産	3.73	△ 0.20	△ 0.09
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	45.06	△ 1.34	△ 0.39
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	4.43	△ 0.64	1.18
		1,300		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	11.66		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.42	△ 0.12	0.52
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	4.09	△ 19.32	△ 2.60

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。